

(別添)

令和 7 年度農薬の野生ハナバチ類に対する環境影響等実地調査業務仕様書

1. 業務の目的

平成 30 年 6 月 15 日に農薬取締法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 53 号）が公布され、農薬の動植物に対する影響評価の対象が、従来の水産動植物から、陸域を含む生活環境動植物に拡大された。このことを踏まえ、令和 2 年 10 月 1 日以降に新たに登録申請される農薬については、野生ハナバチ類が評価対象動植物に追加されている。

一方で、野生ハナバチ類の予測ばく露量の算定には科学的な不確実性を伴うことから、実環境中における野生ハナバチ類の農薬ばく露量を把握する取組を進め、予測ばく露量算定の妥当性を検証する必要がある。

本業務では、野生ハナバチ類の農薬ばく露量の把握に向けて、ニホンミツバチ虫体に含まれる農薬の一斉分析法を検討するとともに、虫体等の農薬検出パターンと蜂群状態の関係性を調査し、総合的に野生ハナバチ類への影響を評価するための方法を検討する。

2. 業務の内容及び実施方法

(1) 虫体に含まれる農薬の一斉分析法の検討

これまで「農薬の野生ハナバチ類に対する環境影響等実地調査業務」において検討した LC-MS/MS を用いたハチミツ中の農薬の高感度一斉分析法及び既存の LC-MS/MS を用いたミツバチ中の残留農薬一斉分析法等を参考に、ニホンミツバチ虫体に含まれる農薬を効率的に検出・分析するための方法を検討し、その手順をまとめるとともに、当該分析法の妥当性（検出下限値等）を検証する。対象とする農薬成分と検出下限の目標値は、別紙を想定している。なお、別紙の検出下限の目標値の達成が困難な場合には、妥当性を確認できた最小の検出下限値を報告すること。

妥当性の検証に当たっては、虫体試料に上記の農薬成分を添加して、回収率を確認する。添加濃度は、定量下限値付近の濃度とする。添加回収試験の回収率は、50% から 120% の範囲内かつ単一試験室における変動係数が ±35% 以内であることを目標とする。また、分析を行うに当たっての費用も算出すること。

(2) 農薬検出パターンと蜂群状態等の関係性の評価

ニホンミツバチの虫体（生虫及び/又は死虫）及び当該蜂群から入手したハチミツ（全国で 10 地点程度、地点の選定に当たっては事前に環境省担当官と協議、ハチミツについては 1 サンプル当たり 20 g 程度）を（1）の分析法で分析（合計 30 点程度）し、虫体及びハチミツの農薬検出パターンの比較及び農薬検出パターンとサンプル採取した蜂群の状態の関係性を試行的に解析・評価する。

なお、評価に当たっては蜂群の状態のほか、周辺の土地利用状況等についても情報を収集すること。

(3) 業務報告書の作成

本業務の成果についてまとめた業務報告書を作成する。報告書の案については、業務履行期限の前に環境省担当官に提示し、必要な調整等を適宜行うこととする。

3. 業務履行期限

令和8年3月19日（木）まで

4. 成果物

紙媒体：業務報告書 7部（A4版、150頁程度、くるみ製本）

電子媒体：業務報告書の電子データを収納した電子媒体（DVD-R） 2枚

業務報告書及びその電子データの仕様及び記載事項等は、別添によること。

提出場所 環境省水・大気環境局環境管理課農薬環境管理室

5. 著作権等の扱い

- （1）成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。
- （2）請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権人格権を行使しないものとする。
- （3）成果物の中に請負者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- （4）成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- （5）成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- （6）納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

6. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- （1）請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- （2）請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- （3）請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関す

る監査を受け入れること。

- (4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

- (5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

7. その他

- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。
- (2) 本仕様書に記載の業務の実施内容（人数・回数の増減を含む。）に変更が生じたときは、必要に応じて変更契約を行うものとする。
- (3) 過去の業務報告書については、環境省水・大気環境局環境管理課農薬環境管理室において閲覧可能である。

連絡先：環境省水・大気環境局環境管理課農薬環境管理室（TEL：03-5521-8323）

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。ただし、判断の基準を満たす印刷用紙の調達が困難な場合には、環境省担当官と協議し、了解を得た場合に限り、代替品の納入を認める。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔A ランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針（<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>）を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

(1) Microsoft 社 Windows11 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・プレゼンテーション資料；Microsoft 社 PowerPoint（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・画像；PNG 形式又は JPEG 形式

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式（PDF/A-1、PDF/A-2 又は PDF1.7）」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R とする。業務実施年度及び契約件名等を収納ケース及び DVD-R に必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. 成果物の二次利用

(1) 納品する成果物（研究・調査等の報告書）は、オープンデータ（二次利用可能な状態）として公開されることを前提とし、環境省以外の第三者の知的財産権が関与する内容を成果物に盛り込む場合は、①事前に当該権利保有者の了承を得、②報告書内に出典

を明記し、③当該権利保有者に二次利用の了承を得ること。

第三者の知的財産権が関与する内容の一部または全部について、二次利用の了承を得ることが困難な場合等は、当該箇所や当該権利保有者等の情報を、以下の URL からダウンロード出来る様式に必要事項を記入し提出すること。

- (2) 環境省が保有するオープンデータの情報を政府が運用するオープンデータのポータルサイト「データカタログサイト e-Gov データポータル (<https://data.e-gov.go.jp/>)」に掲載及び更新情報を反映させるためのデータに関する説明（メタデータ）について、成果物と併せて以下の URL からダウンロード出来る様式に必要事項を記入し提出すること。

<https://www.env.go.jp/kanbo/koho/opendata.html>

4. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

令和7年度農薬の野生ハナバチ類に対する環境影響等実地調査業務
仕様書 別紙

有効成分名	検出下限の目標濃度 (ng/g)
アセタミプリド	300
イミダクロプリド	2
クロチアニジン	0.2
ジノテフラン	0.5
チアクロプリド	4000
チアメトキサム	0.2
ニテンピラム	0.2
フルピリミン	2000
フルピラジフロン	50
スルホキサフロル	6
トリフルメゾピリム	20
エトフェンプロックス	1
エチプロール	0.5
フィプロニル	0.2
フェニトロチオン (MEP)	6
フェントエート (PAP)	5
フェノブカルブ (BPMC)	1
トルフェンピラド	10
ピリダベン	5
クロラントラニリプロール	4000
シアントラニリプロール	10
シクラニリプロール	30
テブフェノジド	9000
ブプロフェジン	1